

平成26年（ワ）第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

## 原告準備書面（7）

平成27年12月18日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋 典 明

弁護士 上 出 恭 子

弁護士 和 田 香

原告は、本書面にて被告医療法人一裕会・第2準備書面（以下「被告第2準備書面」という。）の事実経過に関する点につき主に、反論及び原告の主張を行う。

なお、以下において、単に「被告」と表記する時は、「被告医療法人一裕会」のことを指すものとする。

### **第1 第2準備書面「第2 同準備書面第2の事実関係について」（同書面3頁以下）に対して**

同項のうち、現時点で重要と考えられる以下の点につき反論する。

なお、提出済みの甲15、16の1、2はコピーを作成する際に、綴じ代を設けるために縮小をしており実際のものよりも小さくなっている。

#### **1 実習日誌（甲16）及び症例日誌（甲15）に具体的に何を書くのかについて**

実習開始時点において、Nバイザーより亡輝民に対し具体的な説明はなされていなかったこと

(1) 被告は、臨床総合実習指導要綱（乙2・7頁）における、実習日誌（甲16）及び症例日誌（甲15）の記載内容が異なることを認めながらも、「記載様式が同一であることから（乙2・17、18頁）、症例日誌にも習得した知識・技術、指導者への質問、自信の反省や感想を記載することを求めているものと思われる」と主張する（被告第2準備書面・4頁、下線原告代理人、以下同様。）。

その一方で、何の具体的な根拠も示すことなく「Nバイザーは、症例日誌に検査予定や亡輝民が習得した知識・技術、指導者への質問、自身の反省や感想を書くことを当初から求めていた」と主張する（同5頁・15行目以下）。

(2) この点、乙5で実習開始時にNバイザーが亡輝民に説明をしたのは「月・水・金は夜診があつて遅くなるからレポートとデイリーは途中で構わない。その代わりここまでしました、とか書いて内容は少なくともいいので、症例患者さんの検査の予定とデイリーは必ず提出してくださいと伝えました。」（乙5・1頁、なお、乙5における「レポート」と「デイリー」も正確にはどれを指しているか判然としない。）とあるだけである。この内容から導くことができるのは、その文言どおり、(1)症例患者さんの検査の予定と(2)デイリーであつて、被告主張の内容とは完全には一致しない。

(3) また、このNバイザーの説明内容から11月15日に問題となった症例患者を見ていない場合であつても検査予定を毎日書くことを、明示的に導くことは出来ない。

むしろ、11月16日の覧に「できるだけデイリーには自分の気持ちとか感じたことを書いてほしいと伝えました。」（乙5・4頁）とあることからすれば、この時に初めて、Nバイザーから直接、亡輝民に対し、同被告が主張するような内容もデイリーや症例日誌に書くよう具体的な説明があつたものと認められる。

(4) さらに、被告指摘の同じ記載様式とは「日付」、「学生記入欄」、「実習指

導者記入欄」とあるだけのことで、これらの体裁から何を書くべきかが直接的に導かれるものでは到底無い。臨床総合実習指導要綱には実習日誌（甲16）及び症例日誌（甲15）では異なる説明がなされ、症例日誌は「症例報告会に向けて、『統合と解釈』や『問題点の抽出』等についても記載し」と指摘されているように、症例報告会のための要素もある点で、これらの二つの文書の性質は全く同じものではない。

この点、被告の主張も「臨床総合実習指導要綱（乙2）の7頁、17頁、18頁を見ても、症例患者について、このような記載をすべきことまで明記されていない」（被告第2準備書面7頁下から5行目以下）とあるとおり、具体的な説明がない限りは、同被告主張のような内容まで症例日誌に記載することが求められている訳ではないことが分かる。

- (5) 以上より、実習日誌（甲16）及び症例日誌（甲15）に書くべきこと、特に症例日誌の記載内容について臨床総合実習指導要綱に記載以上のことを求めるのであれば、実習当初に具体的な説明がなされる必要があるが、本件では、被告主張の説明がなされたことを客観的に裏付ける証拠はない。

## 2 11月12日（火）に実施された検査の具体的内容について

ー11月12日に亡輝民がD井さんに実施した検査は被告主張の「患者の足をブラシでこする」検査ではなく、「楊子で皮膚を軽く指す」痛覚検査であったことー

- (1) まず、被告は原告の主張を誤解しているようなので、再度、整理をする。被告の「痛覚検査を実習した。この検査方法は、患者の足をブラシでこすり、患者の反応を見るという検査である」（被告第1準備書面・9頁）の主張に対して、原告はこの日に実施された検査は「痛覚検査」、「刺激を入力し、感じたら『はい』と応えてもらう。その後、再度刺激を入力し、右下肢への刺激を基準に、感じ方の強さを10段階で応えてもらう」（甲15・39頁）だと主張している。
- (2) 被告の前記主張は「痛覚検査」といいながら、「表在感覚検査」（甲17・13頁参照）と理解出来る検査を実施したとの主張であることから、原告は、1

1月12日に実施された検査内容が被告の主張は事実と異なるこののではないかと指摘しているのである。

そこで、同被告は、被告第2準備書面においても「11月12日に症例患者に痛覚検査を実施し」（同6頁）と主張するので、この日に実施された検査の具体的内容について再度、確認を求める。

その回答を受けて、再度、11月12日の事実経過に関する反論を行う。

### 3 11月13日（水）

(1) 検査が中止の場合でも症例日誌を作成するという指示は事前になされていなかったこと

ア 被告第2準備書面7頁下から2頁以下で主張のNバイザーが症例日誌に記載すべき内容について実習開始の時点から亡輝民に指示していたという主張は否認する。

また、実習の開始時だけでなく、被告の「自らの当初からの指示に従わないつもりかと注意した」との主張や、亡輝民作成の顛末書（甲6）の11月12日の記載に「検査を中止した場合でも症例レポートを記載すること」といった指示が明記されていないことからして、11月12日の検査の中止を指示された際に、具体的に「検査が中止の場合でも症例日誌を記載するように」との指示がなされていたとは認められない。

なお、Nバイザー作成の乙5においても、11月12日は項目もなく、13日の出来事について、症例日誌の作成に関する記載は一切ない（乙5・3頁）。

イ 以上のように、実習開始時点の説明やその前日に検査中止を命じられた時点においても具体的な指示がなかったにも拘わらず、症例レポートがないことについて、「ボイコットしているのと同じ」「今日はもう見せたくない。帰るか」「次やったら終了」と亡輝民は言われているのであり、Nバイザーの言動により亡輝民が受けた心理的負荷が高いものであることは明らかである。

そして、実際にも、亡輝民は翌11月14日に近畿リハ学院の担任担任に現状

報告をするために電話をかけたが同担任が休みだったため、メールで「昨日帰られかけました。謝罪してどうにか帰らずにすみましたが。予想どおりプレッシャーが強い環境で、一次評価で苦勞しています。」（乙4・1から2頁）と、苦心していることを吐露している。

(2) 亡輝氏は、Nバイザーに「謝罪をして受け入れて」（甲6）もらった後に甲15・39頁の文書の作成にとりかかったこと

ア 被告は、「実習の合間に甲15・39頁の記載をしている。Nバイザーから声をかけられるまでビクビクしながらただ時間を過ごしていた訳ではない。Nバイザーの言葉が確実に実習を終了させるような最後通牒的なものであったなら、亡輝氏が実習の合間に甲15・39頁のような記載をする精神的ゆとりはなかったと思われる」（被告第2準備書面8頁）として、「実習の合間」に甲15の作成にとりかかっており、そのことがNバイザーの言葉が実習の終了を意味するものではないことの根拠とする。

イ この点、甲15・39頁の文書は「20131113」のタイトルのワード文書で、そのプロパティを確認したところ、作成日時は「11月13日14:07:21」となっている（甲25の2）。被告の「実習中」の意味が、実際の診療時間中の趣旨であるならそうではなく、午前の診療を終えて午後の診療が始まるまでのお昼休み中にパソコンに入力を始めたことが分かる。

そもそも、亡輝氏は辻クリニック内で机を与えられていたわけではなく、パソコンを使う際は休憩時間中に患者用のベッドを机の代わりにして作業をしており、実習の合間の患者がいる場面で、患者用のベッドの上でパソコンを開くようなことはできなかった。

ウ また、症例日誌を作成してないことが問題となったのは、亡輝氏が11月13日の朝に11月12日の実習日誌を示した時であろうから、文書の作成を始めた14時の時点では、Nバイザーに謝罪を受け入れてもらった後であろう。

そして、同文書の更新日時が「2013/11/14/1:57」（甲21）とあることから、文書を完成したのは帰宅をして日付の変わった翌14日の深夜であって、

被告が主張するような実習の合間に精神的余裕をもって症例レポートを作成していたとは到底いえない。

むしろ、「30分程、リハ室の角のスペースで待機していました」（甲6）の文  
言からは、何をするでもなくNバイザーからの声をかけられるのを待っていたと  
解する方が自然である。

エ なお、原告が「次やったら終了」とは、実習の終了を意味する点について被告  
は否認をするが（被告第2準備書面8頁・7行目、被告第1準備書面10頁15  
行目）、同被告第3準備書面9頁14行目では「Nバイザーが実習中止を示唆し  
たのは11月13日だけであって」とあり、「次やったら終了」が実習の中止を  
意味することないしは亡輝民がそのように受け止めたことを結局のところ認めて  
いる。

### (3) 亡輝民が13日の実習後に作成をした文書

ア 被告は、原告が「亡輝民は同日日付の変わった14日午前1時57分までかか  
って、11月13日の実習日誌及び12, 13日の症例日誌を作成した（甲2  
1）。」（原告準備書面(4)7頁下から2行目以降）と主張した点を否認した上  
で、「11月13日の実習日誌はその日の実習が始まる時に提出されているので  
あるから14日に作成されることはあり得ない」（同書面8頁下から7、8行  
目）と主張する。

被告は、誤解をしている可能性が考えられるが、通常、亡輝民は例えば、11  
月5日に行った実習内容について、実習終了後に「11/5」という日付で作成を  
して翌11月6日の朝に提出をしている。甲15の53から55頁の「11/5  
（火）」の文書は甲21で「20131105」というタイトルのファイルの中に入って  
おり、更新日時が「2013/11/05/23:12」とある。このように原則、実習終了  
後に実習を行った日の日付で実習日誌、症例日誌を作成し、翌日の朝にNバイザ  
ーに提出をしていた（甲21のファイルの日付と更新時の関係からもこの点は裏  
付けることが出来る）。

なお、甲21の一覧にある各日ごとのファイルには、実習日誌（甲16）と症

例日誌（甲15）が一緒に入っている。

イ そして、甲21の「20131113」のタイトルのファイル（甲26）の中には、甲15の39の他、「11/13（水）」「患者氏名：D井K美さん」の文書（甲26・2、3頁）、「S野N子さん」の文書（甲26・4頁）が保存されており、原告は、亡輝民が11月13日の実習を終えて帰宅後にこれらの文書の作成をしたという点を主張したのである。「11/13（水）」「患者氏名：D井K美さん」（甲26・2、3頁）の文書は、その内容からして症例担当の患者さんに関する症例日誌であり、「S野N子さん」は11月13日の実習日誌である。

よって、原告の「亡輝民は同日日付の変わった14日午前1時57分までかかって、11月13日の実習日誌及び12、13日の症例日誌を作成した（甲21）。」（原告準備書面(4)・7頁最後の行）

ウ なお、この11月13日付の「患者氏名：D井K美さん」文書（甲26・2、3頁）は、亡輝民死亡後に返還をされたファイル（甲15）の中には綴られてはなかった。

この点、亡輝民は実習時に日付ごとに文書にタグをつけていたが（甲27の1から3・ファイルの写真）、「11月13日」については、症例日誌を綴じたファイル（甲15）にも実習日誌のファイル（甲16）にも11月13日の部分が抜けた状態となっている。甲26・2から4頁は、11月14日の実習時に提出をされ、実習当時、提出をされファイルに綴じてあったのではないかと推測される。

エ 以上より、亡輝民が、11月13日の実習を終えて帰宅後に、甲26の文書の作成をしたことが認められる。

(4) Nバイザー作成の報告書（乙5・3頁）に11月13日のやりとりに関し全く言及がないこと

ア 11月12、13日と、検査の中止、症例日誌の作成をしていないことに対し「帰るか」と言われる等の実習生からすれば相当な緊張感を伴ういわば重要な出来事があったにも拘わらず、Nバイザー作成の乙5では、一切触れられていない。

この点、乙5の11月15日の記載に一部、検査が中止になった点について

「デイリー」（乙5での表現）が無いことに関して言及されている部分はあるが、11月13日に「ボイコットしているのと同じ」「今日はもう見せたくない。帰るか」「次やら終了」といったやりとりには全く言及がない。

イ 他方で、11月13日の出来事として、患者さんのめがねをかけたといったやりとりを記載していることと対比すれば、亡輝民が甲6で記載した11月13日の出来事について、Nバイザーが指導として不適切であると考え敢えて触れなかったものと推測される。

(5) なお、同被告は、13日の夜に実習終了後、亡輝民と一緒に食事をし歓談をしたと主張するが、既述のような前日から続く緊張感を伴うNバイザーとのやりとりを経験した中での食事であり、亡輝民とすれば気を遣うことはあっても、実習中の心理的負荷が軽減されるようものではなかった。

#### 4 11月14日（木）

(1) 被告主張の「実習日誌、症例日誌は、毎日提出するものとして、当初より要望し、11月13日にも具体的に指示しているの」との点は否認し、Nバイザーが「亡輝民氏ももう分かっていると思っていた」という点は不知。

いずれにしても、このような被告の主張や「Nバイザーは、亡輝民氏に症例患者のレポートの考察を進めておくよう伝えた」（同被告第1準備書面・11頁）及び「同日の指示で、Nバイザーは考察結果をレポートとして提出することまでを亡輝民に求めている訳ではない。」（同被告第2準備書面9頁）との被告の主張からして、11月14日に、症例患者が来院していない場合でも症例日誌を作成するようという具体的な指示がNバイザーから亡輝民になされたとは認められない。

(2) 亡輝民は、この日は症例患者さんがお休みだったため、他の先生につくなどして、Nバイザーから「今日はKさん（治療をさせて頂いた方）の事と、課題（3つありました）をまとめることと、K先生の方をやるように」（甲6・11月14日の覧）と言われたので、その指示どおり亡輝民は「K橋H子さん」につ



いての実習日誌（甲16の1・34頁）、課題（3つ）（甲16の1・35頁）及び「N. Eさん」（甲16の1・21、22頁）「K島さん」（甲16の1・23頁）の文書を作成した。

(3) また、既述のように11月14日に提出をされたと考えられる甲26・3頁には「11/14（木）の検査項目」という症例患者の検査予定の項目の記載があり、11月13日の症例日誌の中で、翌日の検査項目に関する記載はあった。

## 5 11月15日（金）

(1) 症例対象の患者が来ていない場合も症例日誌を作成するという事前の指示はなされていなかったこと

ア 被告の「実習日誌と症例日誌は、いずれもデイリーと称するように、毎日の提出を当初から義務付けられていた」（被告第2準備書面9頁）は、これまで述べたとおり否認する。

イ 被告は、「Nバイザーは実習開始当初から、症例日誌は毎日提出し、悩んでいることや感想を何でも書くように指示しており、11月13日にも指示しているにも拘わらず、亡輝民が指示を守らなかったため注意したものであって、亡輝民を一方的に責めるものでも、理不尽な言動でもない」（被告第2準備書面10頁16行目以下）と主張する。

しかし、既に述べたとおり、11月13日の時点の注意は、検査が途中で得られるものがあつたはずなので症例日誌を作成せよというもので（甲6）、11月14日には被告が主張するような、症例患者が来院していない場合でも「症例日誌を毎日提出する」という具体的な注意はなされていない。

ウ 被告が指摘をする、「症例日誌を毎日作成する」とことと「症例レポートの作成」が異なる指示であることは原告も認めるが、被告主張のような、症例患者が来てない場合でも「毎日、症例日誌を作成する」という説明を亡輝民は11月15日より以前に受けていない。

(2) 症例患者の検査予定の記載があり前日の実習日誌は作成していたこと

ア そのため、亡輝民は症例レポートがないことをNバイザーから聞かれてまさに「返事に窮して」（甲6）黙ってしまったのである。

特に、亡輝民が提出をしていたと考えられる11月13日の症例日誌（甲26・3頁）の中で、「11/14（木）の検査項目」という覧を設け翌日の予定として検査項目に言及したにも拘わらず、形式的に11月14日の症例日誌がないことに対し「何でないの」と詰問されれば、なんと答えてよいのか困るのは当然であろう。

しかも、15日の朝礼前に「デイリーをN先生、K先生に提出し、本日举行担当症例様への検査内容を伝え、了承されました。」（甲6）とあり、検査内容について口頭で伝え、Nバイザーらに了解を得ているのである。

イ また、「昨日の内容についてデイリーが全くはいつておらず」（乙5・3頁）とあるが、前記5(2)主張したとおり既述のように亡輝民は、Nバイザーから指示された内容の実習日誌を作成している。

この点、甲16の1のファイルでは、これらの文書がページが飛んで綴じられているが、「201311014」のファイルの中で、甲27の順番でデータとしては保存されている。

ウ とすると、Nバイザーが指摘する「昨日の内容についてデイリーが全くはいつておらず」（乙5・3頁）とは、具体的にはいかなる点を問題としているのか不明であり、この点を明らかにされたい。

(3) 以上の経過で返答に窮する亡輝民に対して、被告は「反抗的な態度」だとし、Nバイザーが「無視しているのかと注意することは避けられない。」と主張する（同書面・9頁）。症例レポートに何を書くべきか亡輝民に具体的な説明・指示がなされていたかどうかという前提となる事実について争いがあるとはいえ、返答出来ずに黙ってしまうことと、「無視をする」という態度とは常識的に考えて同一のものとは考えられず、担任教員の報告において「学生の発言を無下にするような発言」（乙4・2頁）の一例である。

亡輝民は「お詫びをしたものの、帰るよう言われ」（甲6・2枚目）、辻クリ

ニックを出て近畿リハ学院に行った。

(4) Nバイザーが先に「帰れ」と言ったこと

ア 被告は行き違いのある中で、「帰ります」「帰れ」とどちらが先にいったのかは「論じても意味のあるとは思えない」と主張する。しかし、実習生にとって、実習担当者から先に「帰れ」と言われたのか否かは、実習が中止となるリスクを多大に含む極めて重要な事実であって、被告のこのような主張は、そもそも実習生のおかれている具体的な状況を全く理解していないことの現れである。

イ 原告が、原告準備書面(4) 10頁以下で具体的に指摘をした、亡輝民作成の顛末書の記載や、A氏と亡輝民のメールのやりとりの内容(甲20の2、3、5)、及び担任教員の報告書においても「実習指導者から帰るよう言われ、実習先を出た旨の連絡があった」(乙4・2頁)とあることからして、Nバイザーから「帰れ」と言われ、亡輝民は辻クリニックを出たことは明らかである。

前記アで指摘をした被告の「帰ります」「帰れ」とどちらが先にいったのかは「論じても意味のあるとは思えない」という主張は、被告もこれらの証拠関係からして、Nバイザーが「帰れ」と先に行ったことを認めざる得ず、反論として仕方なしに立論したものであろう。

(5) Nバイザーによる11月15日の記載(乙5・3頁)が極めて不正確であること

ア 以上、主張してきたように、11月15日は亡輝民が前日の14日の実習について症例レポートの作成がないことが問題となっていたものであり、何が15日に問題となっていたのかは、原告・被告間の主張でも争いが無い。

しかし、Nバイザー作成の文書(乙5・3頁)では、「『昨日のデイリーはなんで無いの?』と聞きました。大野君は『昨日は検査が途中で終わったのでもう書かなくてよいと思いました。』」等とあるが、検査が中止となった場合の症例日誌の作成が問題となっているのは11月13日のことである。

また、「昨日の内容についてのデイリーが全く入っておらず」と記載されており、このデイリーが「実習日誌」を指すのか「症例日誌」を指すのか不明ではあ

るものの、前述のとおり、亡輝民は前日である11月14日の実習日誌（甲16の1・34、35頁）については提出しているのは間違いがない。

イ この点、乙5の文書の具体的な作成時期は不明であるが平成26年1月21日付の被告高寿会作成の報告書（甲5）に引用があることからすれば、亡輝民の死亡から比較的早い時期に作成をしたものと考えられる。他方、11月15日は亡輝民が実習途中にクリニックを出て行くという極めて特徴的な出来事があったにも拘わらず、前記のように問題となった点について事実と異なる内容となっている。

ウ このように15日の記載内容が不正確である原因がNバイザーの記憶が曖昧であることであるなら、乙5の記載内容全体についての信用性が低いことを示唆する事情の一つといえる。

また、記憶力の問題ではなく、意図的に不正確な内容としたのであれば、Nバイザーが15日に前日の症例患者がこなかったからといって症例レポートがないことを理由にして実習生が実習途中に学校へ帰ったという事実を隠すためであったと推測され、Nバイザーの指示ないし指導に問題があったことをNバイザー自身が認識していたことが考えられる。

(6) なお、被告は「Nバイザーと亡輝民氏の行き違いは、11月15日を境に、解消して行ったことは、原告の主張によっても明らかである」とするが（被告第2準備書面12頁）、亡輝民は11月21日に担任担任に宛てたメールで「今日も叱られましたが、どうにか続いています。」（乙4・3頁）とあり、15日以降も順調に実習が進んでいたものではない。

## 6 小括

以上のとおり、亡輝民は11月5日の実習開始から、ただでさえ慣れない実習環境で緊張度の高い毎日を送るなかで、実習開始後10日を経過した15日までに、Nバイザーから度々「帰れ」と言われる事態となり、この時点で、亡輝民には多大な心理的負荷が蓄積していた。

第2 11月29日の症例発表の準備のために亡輝民が多大な労力を要したこと  
及びNバイザーの症例レポートに関する指示・指導に一貫性がなかったこと

1 症例発表に向けての亡輝民の準備

(1) 亡輝民は、症例発表に向けての準備に多大な時間を要するようになった。

ア 特に、下記11月20日以降の、実習日誌及び症例日誌作成のデータのパソコン上の更新日時(甲21)がそれ以前にも増して深夜帯になっていることからして、自宅での作業量が増したことが裏付けられる。

- ・ 11月21日 6時18分
- ・ 11月22日 0時01分
- 6時29分
- ・ 11月26日 2時50分
- ・ 11月27日 0時23分
- ・ 11月28日 3時31分

イ また、症例発表時に必要となる文書を作成するためのメモ的な以下のような文書も作成しており、亡輝民が症例発表に向けてかなりの時間を要して準備を進めていたことが分かる。

- ① 実施状況の確認が必要な作業(甲29)
- ② 第4期実習症例情報(甲30)
- ③ 担当相例メモ(甲31)
- ④ 臨床総合実習症例レポートの予備(甲32)

なお、「臨床総合実習症例レポートの予備」はおそらく、11月24日の夜に作成されていることから、11月25日の症例日誌に「今回提出したレポートの内容」(甲15・7頁)とあるレポートで、11月25日の実習時にNバイザーに示されたものと推測されるが、その点につき被告に確認を求める。

ウ 症例発表当日の11月29日の症例レポート及び同レジュメの更新日時が「3:02」「3:01」となっており、これまでも主張したとおりであるが、亡

輝民はほとんど寝ることもなく早朝前までこれらの文書の作成にあたっていた。

(2) 亡輝民が症例患者の評価に苦慮していたこと

ア 亡輝民が症例患者の評価に苦慮していることは、亡輝民がA氏に対し、「なかなかDさんの評価が難しくって」と伝えていることから裏付けられる（乙6・3頁）。

11月25日には、A氏からNバイザーに対し、亡輝民が「先週からレポート作成に悩んでいるみたいですね。HOPEからNEED、問題点抽出に手こずっているみたいですよ」と伝えられており（乙5・5頁、乙6・3頁）、Nバイザーも亡輝民が悩んでいることを理解していた。

イ そして、このやりとりをした後に、11月27、28日、続けて亡輝民は担任担任に症例患者の評価について電話で質問等をしている（乙4・3頁）。亡輝民が評価について難しさを感じていること及び「初期評価」までしか達していないことが実習の進捗状況として問題ではないかと心配をしていることが窺える。

ウ 以上のとおり、亡輝民が症例患者の評価に苦慮していたこと、及びそのことをNバイザー、担任担任らは認識していた。

## 2 Nバイザーの指導が一貫性がなく極めて不十分であったこと

(1) 被告主張の亡輝民への症例レポートの発表が25日から29日に変更になった理由及びNバイザーの指導の内容について、被告第2準備書面14頁及び18頁以下で述べられているとおりである。

この点、前記のとおり甲32の症例日誌を見た上で、11月25日、Nバイザーは「impairmentレベルやdisabilityレベルではなく、より患者さんの生活とか趣味とかに重点を置いて考えてみて下さい。病院や施設とはちがって外来の方は大体自立してるから、問診や価値観とかが大事になってくる。」（甲15・7頁）というコメントを赤字で症例日誌に書いたと考えられる。

その指摘を受けて、亡輝民は甲18を作成したが、その内容が十分でない点があるとして、Nバイザーは症例発表当日の昼前に以下の点を指摘した（乙5・7

頁、被告第2準備書面14頁以下)。

ア 甲18・1頁のVII(問題点の抽出)の#5で腰椎前弯の増強とあるので、甲18・2頁のVの〔形態測定〕の部分の、脊柱アラメントについて、記載・説明ができないかと指示した。

イ 甲18・2頁のVの〔Time Up & Go〕〔6分間歩行〕の部分について、歩行速度が遅いのか早いのか、及び持久性があるのかどうかについて、簡潔な評価を空白個所に記載・説明するよう指示した。

ウ 甲18・1頁のVI(統合と解釈)の部分の22行目には⑤長時間歩行による左大腿後内側面の痛みとあり、甲18・VIIの(2)に##1歩行能力の低下とあるのに、甲18・2頁のVの(歩行動作)の部分に記載がないので、両者がつじつまが合うように修正することを指示した。特に「⑤長時間歩行による左大腿内側面の痛み」は、Dさん(症例患者)にとって重要な問題点であったので、甲15・4頁にDさんの歩行動作の特徴が記載されているので、これをうまく引用して(歩行動作)の部分に説明を増やすように指示した。

(2) まず、症例発表当日の昼前にこれら3点の指摘を受けて、その日のうちに実習生が修正することは時間的に見て、極めて困難である。特に、前記ウのように「両者がつじつまが合うように修正する」「(歩行動作)の部分に説明を増やす」ということを、その日の実習終了後までに出来る時間的余裕があったとは到底いえない。

このような無謀な指示が、亡輝民をさらに追いつめた。

(3) また、11月29日のこれら三点の指摘は、25日にたたき台を見た時に指摘されている「より患者さんの生活とか趣味とかに重点を置いて考えてみて下さい。」というコメントとは違った視点の指摘であって、修正の必要があるなら25日の段階で指摘がなされるべきであった。

Nバイザーは、五月雨的に、次から次へとそれまでには問題とされていない修正点を指摘するという一貫性のない指導により亡輝民はどのような文書を作成す

ればバイザーに納得してもらえないのか分からない状況で亡輝民の心理的負荷が高まる大きな要因となった。

### 第3 釈明事項の整理

本文中で指摘をした求釈明事項につき以下のとおり整理をする。

- 1 11月12日にD井さんに対し行われた検査内容は何か
- 2 「昨日の内容についてデイリーが全くはいつておらず」（乙5・3頁）とは具体的に何を問題としているのか。

亡輝民作成の症例日誌、実習日誌の内容を踏まえ、具体的に説明をされたい。

- 3 11月25日の症例日誌の「今回提出したレポートの内容」（甲15・7頁）とは、「臨床総合実習症例レポートの予備」（甲32）ではないか。

#### 4 辻クリニックの平面図

顛末書に「リハ室の角のスペースで待機していました」とあり、A氏の報告書でも「リハ室奥の控えスペース」等の説明があるがクリニック内の配置が原告らには分からないことから、その点について、平面図等の書面にて明らかにすることを求める。

以上